

「協会けんぽのしおり(令和元年7月版)」訂正・変更表

傍線部は修正箇所

ページ	修正箇所	現行	修正後				
1	【協会けんぽ石川支部からのお知らせ】	〒920-8626 日本年金機構 金沢広域事務センター 〔所在地〕 金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル8階	〒920-8626 日本年金機構 金沢広域事務センター 〔所在地〕 金沢市香林坊1-2-20 朝日生命金沢第2ビル（令和3年9月21日移転）				
11	【限度額適用認定申請・特定疾病】 ○透析をされている方や血友病の方などは、特定疾病療養受療証をご利用ください	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th style="background-color: #d9e1f2;">自己負担限度額</th> </tr> <tr> <td>10,000円 (ただし、①については70歳未満で標準報酬月額53万円以上とその被扶養者は、20,000円)</td> </tr> </table>	自己負担限度額	10,000円 (ただし、①については70歳未満で標準報酬月額53万円以上とその被扶養者は、20,000円)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th style="background-color: #d9e1f2;">自己負担限度額</th> </tr> <tr> <td>10,000円 (ただし、①については70歳未満で標準報酬月額53万円以上の被保険者とその被扶養者は、20,000円)</td> </tr> </table>	自己負担限度額	10,000円 (ただし、①については70歳未満で標準報酬月額53万円以上の被保険者とその被扶養者は、20,000円)
自己負担限度額							
10,000円 (ただし、①については70歳未満で標準報酬月額53万円以上とその被扶養者は、20,000円)							
自己負担限度額							
10,000円 (ただし、①については70歳未満で標準報酬月額53万円以上の被保険者とその被扶養者は、20,000円)							
14	【マイナンバーの取扱い】 ○マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちでない場合	・個人番号通知のコピー	・個人番号通知のコピー(記載事項に変更がない場合のみ)				
15	【高額療養費】 ○医療費の一部負担が高額になったとき	被保険者や被扶養者の同一月の保険医療機関に支払った一部負担(自己負担)額が高額になり、自己負担限度額を超えたときは、その超えた分があとで「高額療養費」として払い戻されます。高額療養費の給付を受けるために提出するのが「高額療養費支給申請書」です。70歳未満の方で、医療費が高額になることが事前にわかっている場合には、11頁の「限度額適用認定証」を提示する方法が便利です。	被保険者や被扶養者の同一月の保険医療機関に支払った一部負担(自己負担)額が高額になり、自己負担限度額を超えたときは、その超えた分があとで「高額療養費」として払い戻されます。高額療養費の給付を受けるために提出するのが「高額療養費支給申請書」です。70歳未満の方及び70歳以上75歳未満で標準報酬月額が28万円～79万円の方で、医療費が高額になることが事前にわかっている場合には、11頁の「限度額適用認定証」を提示する方法が便利です。				
26	【傷病手当金】 ○記載例:健康保険傷病手当金支給申請書	(記載例中の注意書き) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>傷病がケガ(負傷)による場合は「負傷原因届」を併せて提出してください(24頁参照)。</td> </tr> </table>	傷病がケガ(負傷)による場合は「負傷原因届」を併せて提出してください(24頁参照)。	(記載例中の注意書き) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>傷病がケガ(負傷)による場合は「負傷原因届」を併せて提出してください(22頁参照)。</td> </tr> </table>	傷病がケガ(負傷)による場合は「負傷原因届」を併せて提出してください(22頁参照)。		
傷病がケガ(負傷)による場合は「負傷原因届」を併せて提出してください(24頁参照)。							
傷病がケガ(負傷)による場合は「負傷原因届」を併せて提出してください(22頁参照)。							
40	【埋葬料(費)・家族埋葬料】 ○記載例:健康保険被保険者・家族埋葬料(費)支給申請書	申請期限:埋葬料および家族埋葬料は死亡した日の翌日、埋葬日は埋葬を行った日の翌日から2年以内	申請期限:埋葬料および家族埋葬料は死亡した日の翌日、埋葬費は埋葬を行った日の翌日から2年以内				
44	【任意継続被保険者】 ○任意継続の申請から健康保険証発行までの流れ	⑤保険証と納付書を送付	⑤保険証と納付書を送付 資格取得申出書を提出する際、同申請書内の「健康保険資格喪失証明欄【事業主記入用】」に事業主から資格喪失日の証明を受けた場合や退職日の確認ができる証明書類を添付いただくことにより、③被保険者資格喪失届の提出を待たず、早期に保険証を発行することができます。				
47	【特定健康診査】 ○特定健康診査(特定健診)とは?	●健診対象者● 40～74歳の被扶養者(加入者ご家族)の方 ※その年の4月1日から翌年の3月31日の間に40歳の誕生日を迎える方は、その年の4月から受診できます。	●健診対象者● 40～74歳の被扶養者(加入者ご家族)の方 ※その年の4月2日から翌年の4月1日の間に40歳の誕生日を迎える方は、その年の4月から受診できます。				